

委託業務施行成績評定基準（土木工事）

平成14年3月27日 技管第1229号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各支庁長、
札幌医科大学長、各土木現業所長、各道有林管理センター
署長、道民の森活動促進センター署長、教育長、警察本部
長あて農政部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕 平成18年3月31日建技第829号、22年3月26日第1322号改正

第1 通則

評定は、正確な資料及び業務担当員の業務又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

第2 評定項目

評定は、次に掲げる評価項目について行うものとする。

- 1 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」

評価項目	
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮
	コスト把握能力
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質	
業務執行に係る過失に伴う減点	
事故による減点	

2 「施工管理業務」

評価項目	
専門技術力	目的と内容の理解
	的確な履行
	業務目的の達成度
管理技術力	業務実施体制の的確性
	打合せの理解度
	指揮系統の迅速性、確実性
取組姿勢	責任感、積極性
業務執行に係る過失に伴う減点	
事故による減点	

第3 評定方法

1 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」

(1) 評定については、「委託業務成績採点表」(別紙1)で行うこととし、「評価項目別運用表」(別紙2)の各評価項目を、加減点要素である「評価の視点」の各項目に従って評価をおこなうものとする。

(2) 業務委託の総合評定点は、次により算出するものとする。

ア 検査が業務完了検査のみの場合

総合評定点 = (業務担当員の評定点) × 0.6 + (検査員の評定点) × 0.4 + (事故等による減点)

イ 検査が業務完了検査のほかに部分検査及び中間検査(以下「部分検査等」という。)がある場合

総合評定点 = (業務担当員の評定点) × 0.6 + (検査員(部分検査等)の評定点) × 0.2 + (検査員(完了検査)の評定点) × 0.2 + (事故等による減点)

この場合、各評価項目ごとの評定点及び総合評定点の算出に当たっては、小数第1位を四捨五入するものとする。

(3) 前項第2号の総合評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員(部分検査等)の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

2 「施工管理業務」

(1) 評定については、「委託業務成績採点表」(別紙1)で行うこととし、「評価項目別運用表」(別紙2)の各評価項目を、加減点要素である「評価の視点」の各項目に従って評価をおこなうものとする。

(2) 業務委託の総合評定点は、次により算出するものとする。

ア 検査が業務完了検査のみの場合

総合評定点 = (業務担当員の評定点) × 0.6 + (検査員の評定点) × 0.4 + (事故等による減点)

イ 検査が業務完了検査のほかに部分検査及び中間検査(以下「部分検査等」という。)

がある場合

総合評定点 = (業務担当員の評定点) × 0.6 + (検査員(部分検査等)の評定点) × 0.2 + (検査員(完了検査)の評定点) × 0.2 + (事故等による減点)

この場合、各評価項目ごとの評定点の算出に当たっては、小数第2位を四捨五入するものとする。また、総合評定点の算出に当たっては、小数第1位を四捨五入するものとする。

(3) 前項第2号の総合評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員(部分検査等)の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第2位を四捨五入するものとする。

第4 考査基準

1 業務担当員のうち、担当員の考査基準

(1) 評価に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、「評価項目別運用表」の各評価項目について、「評価の視点」の加減点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。

(2) 事故等による減点

当該業務に関わり、受託者に指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、別表-1を参考として-15点まで減点することができる。

別表-1 受託者に起因した事故等が発生した場合の減点基準

区 分	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	-5点	-10点	-15点

(3) 業務執行に係る過失に伴う減点

当該業務執行に当たって、業務実行上の過失、中立性及び守秘性に伴う過失等があった場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、(別紙-2)を参考として減点することができる。

(4) 上記(2)及び(3)の減点に関する評価は、主任担当員を定めている場合には、主任担当員が行うものとする。

2 業務担当員のうち、主任担当員の考査基準

(1) 適用

この考査基準は、主任担当員を定めている場合に適用するものとする。

(2) 考査方法

主任担当員は、担当員の評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、担当員の評価結果に加減点することにより考査を行う。

(3) 合計評定点の上限の設定について

「評価項目別運用表」の各評価項目について、「評価の視点」の加減点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。ただし、各項目ごとの主任担当員の点数と担当員の点数の合計は、100点を超えてはならないものとする。

3 検査員の考査基準

評価に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、「評価項目別運用表」の各評価項目について、「評価の視点」の加減点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。

4 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－2を参考として－10点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

別表－2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補の実施	損害賠償の実施
考 査 点	－5点	－10点

5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の4者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては以下によることとし、業務担当員及び検査員で統一するものとする。

- (1) 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のいずれかが500万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- (2) 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」は「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分の複数が500万円を超えるとき、若しくはいずれもが500万円を超えない場合には、業務の目的を勘案して、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」又は「用地測量、用地調査等業務」、<「調査業務、計画業務」<「設計業務」の順位をもって、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

6 「単純調査等業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。しかしながら、これらの業務の中には、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含まれることから、これらを「単純調査等業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査等業務」の主な対象業務については、以下に示すものとする。

「単純調査等業務」

- ・ 各部門共通
 - 単純なデータ収集整理業務
 - 単純なデータ処理業務
 - 書類編集的な業務
 - 文献収集業務
- ・ 河川、砂防及び海岸
 - 水門観測業務
 - データ加工業務（降雨解析等）
 - 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
 - 補償数量の算出
 - 工事記録等資料の分類・整理
 - 工事図面集、写真集等の作成
- ・ 道路
 - 一般的な現地踏査又は交通量観測業務
 - 台帳整理等を目的とした資料収集業務
- ・ トンネル
 - クラック等変状の計測調査
- ・ 施工計画及び施工設備
 - 施工関連資料の収集整理
- ・ 情報
 - 定期的なデータメンテナンス
 - 資料収集的な業務又は単純なデータ作成のみの業務
- ・ 防災
 - 資料収集的な業務
- ・ 環境
 - 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

7 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、第8項の重み付けを考慮して付加する

- (1) 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」

評価項目		管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力	○	—
	業務執行技術力	○	—
	施工時へ配慮	○	—
	コスト把握能力	○	—
管理技術力	工程管理能力	○	—
	品質管理能力	○	○
	迅速性、弾力性、調整能力	○	—
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	○	—
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	—
成果品の品質		○	○

(2) 「施工管理業務」

評 価 項 目		管理技術者	
専門技術力	目的と内容の理解	○	
	的確な履行	○	
	業務目的の達成度	○	
管理技術力	業務実施体制の的確性	○	
	打合せの理解度	○	
	迅速性、弾力性、調整能力	○	
取組姿勢	責任感、積極性	○	

8 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

- (1) 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「用地測量、用地調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」

評価項目		地質調査、単純調査等業務 測量作業、用地測量、 用地調査等業務			調査業務、計画業務			設計業務		
		業務 評定	技術者評定		業務 評定	技術者評定		業務 評定	技術者評定	
			管理	照査		管理	照査		管理	照査
専門 技術力	提案力、改善力	1 (8%)	1 (8%)	—	2 (15%)	2 (15%)	—	2 (10%)	2 (10%)	—
	業務執行技術力	1 (8%)	1 (8%)	—	2 (15%)	2 (15%)	—	2 (10%)	2 (10%)	—
	施工時への配慮	—	—	—	—	—	—	1 (5%)	1 (5%)	—
	コスト把握能力	—	—	—	—	—	—	1 (5%)	1 (5%)	—
管理 技術力	工程管理能力	2 (17%)	2 (17%)	—	1 (7%)	1 (7%)	—	2 (10%)	2 (10%)	—
	品質管理能力	1 (8%)	1 (8%)	1 (20%)	1 (7%)	1 (7%)	1 (18%)	2 (10%)	2 (10%)	2 (22%)
	迅速性、弾力性、 調整能力	1 (8%)	1 (8%)	—	1 (7%)	1 (7%)	—	1 (5%)	1 (5%)	—
コミュニ ケーション力	説明力、プレゼン テーション力、協調性	1 (8%)	1 (8%)	—	1 (7%)	1 (7%)	—	1 (5%)	1 (5%)	—
取組姿勢	責任感、積極性 倫理観	1 (8%)	1 (8%)	—	1 (7%)	1 (7%)	—	1 (5%)	1 (5%)	—
成果品の品質		4 (33%)	4 (33%)	4 (80%)	4.5 (33%)	4.5 (33%)	4.5 (82%)	7 (35%)	7 (35%)	7 (78%)
合計		12 (100%)	12 (100%)	5 (100%)	13.5 (100%)	13.5 (100%)	5.5 (100%)	20 (100%)	20 (100%)	9 (100%)

(2) 「施工管理業務」

評価項目		施工管理業務		
		業務 評定	技術者評定	
			管理	照査
専門 技術力	目的と内容の理解	6 (6%)	6 (6%)	—
	的確な履行	36 (36%)	36 (36%)	—
	業務目的の達成度	18 (18%)	18 (18%)	—
管理 技術力	業務実施体制の 的確性	12 (12%)	12 (12%)	—
	打合せの理解度	6 (6%)	6 (6%)	—
	迅速性, 弾力性, 調整能力	12 (12%)	12 (12%)	—
取組姿勢	責任感、積極性 倫理観	10 (10%)	10 (10%)	—
合計		100 (100%)	100 (100%)	

第5 その他

この基準は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。